

## 東京日本語教育センター貸出施設ご利用案内

<b>利用団体登録 申込方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当センターの施設をご利用の場合は、利用申込の前に「貸出施設利用団体登録証」の発行を受けていることが必要となります。</li> <li>・ 利用団体登録には、次の書類が必要となります。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 貸出施設利用団体登録申請書</li> <li>② 規約</li> <li>③ 最近の活動報告書</li> <li>④ 会員数5人以上いることの証明（会員名簿を提示してください）</li> <li>⑤ 役員名簿</li> </ol> </li> <li>・ 申請人の方の身分を証明する（健康保険証・住民票・運転免許証・パスポート、社員証）のいずれかをご持参ください。</li> </ul> <p>「貸出施設利用団体登録証」は申請書後、審査し、2週間以内に発行いたします。</p>
<b>受付期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、利用日の7営業日前まで。</li> </ul>
<b>受付時間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日の午前9時から午後5時まで。</li> </ul>
<b>施設利用 申込方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「貸出施設利用申請書」を直接窓口にお持ちいただくか、メールまたはFAXにてご提出ください。</li> <li>※電話での問い合わせも受け付けております。</li> </ul>
<b>利用料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6、7、8、9 番教室：一般料金 205 円 割引料金 100 円（1 時間あたり）</li> <li>・ 学生ホール：一般料金 1,490（全面）/745（片面）（1 時間あたり） 割引料金 745（全面）/370（片面）（1 時間あたり）</li> <li>・ ワイヤレスマイク：一般料金 205/1 本 割引料金 100/1 本</li> </ul> <p>※当センターの使用予定がある時は、施設貸出をお断りさせて頂く場合もございます。</p>
<b>利用料のお支払い について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸出施設利用許可書の受領後、原則として7日以内に指定口座へお振込みください。</li> <li>振込手数料はご利用団体の負担です。</li> </ul>
<b>利用の変更・取消 し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更・取消しの手続きを行なう際は、「貸出施設利用許可書」をお持ちください、電話でも変更取消ができます。</li> <li>・ 利用料の返還を伴う場合は、「東京日本語教育センター施設利用返還請求書」をご提出ください。</li> <li>・ 利用日の5日前までに手続きを行った場合は、利用料金は全額返還いたします。</li> <li>・ 利用日の前日までに手続きを行った場合は、利用料は半額返還いたします。それ以降の取消の場合は、利用料は返還いたしません。</li> <li>・ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除きます。</li> </ul>

ご利用について	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 施設のご利用は「貸出施設利用許可書」を持参し、当センター係員（平日、午前9時から午後5時までは総務窓口、午後5時以降夜間及び土曜日、日曜日、祝日は警備員）へご提示ください。</li><li>2. 貸出施設利用申込書の利用人数は、必ず守ってください。</li><li>3. 借用施設以外の使用は禁止いたします。</li><li>4. 施設・設備等を損傷し、又は滅失した場合には、損害を弁償していただきます。</li><li>5. 利用者が出したゴミは、お持ち帰りください。</li><li>6. 施設内は全面禁煙です。</li><li>7. 車でのお越しはご遠慮ください。</li><li>8. 職員・警備員の指示をお守りください。</li></ol>
---------	--

※割引料金は外国人留学生数の参加総数に占める割合が2分の1以上である活動を行うことを目的として施設を利用する場合又は地域自治会の団体として登録された団体が施設を利用する場合に適用します。

※利用団体が東京日本語教育センターを主たる参加対象とする活動を行うことを目的として施設を利用する場合、センター長は利用料の全額免除をすることができます。

※1,000円以上の入場料その他これに類する料金を徴収する場合、利用料金は一般料金の1.5倍とします。この場合、全額免除及び割引料金は適用いたしません。

※付帯設備料金については、利用する日の午前9時から午後9時までの連続する利用時間をもって1回とし、1回の限度は1日とします。